

平成30年 第4回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成30年4月10日（火）午後3時00分～3時55分		
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第1会議室		
3. 委員総数	11名		
4. 出席した委員（10名）	2番 齋藤勝義	3番 齋藤文男	
	4番 佐藤直	5番 森榮一	6番 巴朋之
	7番 佐藤久美子	8番 齋藤久江	9番 加藤朋光
	10番	11番 遠藤豊	12番 小林豊
5. 欠席した委員（1名）	10番 伊東正志		
6. 総会議長	会長 小林豊		
7. 会議録署名委員	8番 齋藤久江	9番 加藤朋光	
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司	副主幹班長 小森俊英	
	副主幹 三浦利枝		
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
議案第15号	農業委員会等に関する法律第26条に基づく職員の任免について		
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【18件】		
報告第6号	農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について ・・・【1件】		

- 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について
 . . .【 2 件】
- 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定の件について
 . . .【 2 件】
- 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について
 . . .【 3 件】
- 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の
 件について . . .【 1 件】
- 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
 について . . .【 195 件】
- 議案第 21 号 特定農地の貸付けの承認について
- ◆ 事務局長 ただ今より、平成 30 年第 4 回にかほ市農業委員会総会を開
 会致します。
 はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。
 (開会 午後 3 時 00 分)
- ◇ 会長 【 会長挨拶 】
- ◇ 議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。10 番伊東正志
 委員より欠席の届け出がありました。
 ただ今の出席委員は、委員総数 11 名中 10 名です。出席委
 員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたし
 ました。
- ◇ 議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
 8 番 齋藤久江 9 番 加藤朋光委員の両名をお願いいたし
 ます。
- ◇ 議長 日程第 2 会議書記を指名いたします。
 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇ 議長 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。
 会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございません
 か。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長 日程第 4 諸般の報告です。

【 詳細に報告 】

◇議長 日程第 5 議案審議に入ります。

◇議長 議案第 1 5 号 農業委員会等に関する法律第 2 6 条に基づく職員
の任免について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局長 初めに議案の訂正をお願いします。

【 訂正箇所の説明 】

◆事務局長 それでは、議案第 1 5 号について、説明させていただきます。
市職員の定期異動並びに退職に伴う任免です。事務局に関する異動と組織再編に伴う象潟・仁賀保両市民サービスセンターが市民サービスセンター班としてそれぞれ税務課、市民課所属となったことなどにより、農業委員会等に関する法律第 2 6 条第 3 項に基づき同意を求めるものであります。

◇議長 議案第 1 5 号の説明が終わりました。ご質問ご意見等ございませんか

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局長 報告第 5 号－1 と 2 につきましては、農地法第 3 条の賃貸借契約でありましたが、受人都合により基盤強化法の利用権にまとめるという形での合意解約であります。解約した農地につきましては利用権設定として議案第 2 0 号－1 と 2 3 に上程されております。

報告第5号-3と4につきましては、受人高齢のため農業廃止による合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第20号-96と63に新規の利用権設定として上程されております。

報告第5号-5につきましては、受人都合による合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第20号-72に新規の利用権設定として上程されております。

報告第5号-6につきましては、受人規模縮小による契約内容変更のための合意解約であります。解約した農地の一部につきましては賃借権の再設定として議案第16号-2に上程されております。

報告第5号-7は、受人規模縮小による合意解約であります。

報告第5号-8は、貸人都合による無償譲渡を目的とする所有権移転のための合意解約であります。解約した農地につきましては議案第18号-2に上程されております。

報告第5号-9は、受人労力不足による合意解約であります。

報告第5号-10は、貸人都合による合意解約であります。

報告第5号-11は、受人高齢のため体力的な理由による合意解約であります。

報告第5号-12は、親子間の合意解約であります。解約した農地につきましては、そのまま3条の規定による所有権移転として議案第18号-3に上程されております。

報告第5号-13と14は、道路用地として売買予定のため合意解約するものであります。

報告第5号-15は、受人都合による合意解約であります。解約した農地の一部は、議案第20-195に農業公社を通じた所有権移転として、それ以外については、新規の利用権設定として議案第20号-166と167に上程されております。

報告第5号-16は、受人兼業のため耕作できないことによる合意解約であります。解約した農地は、議案第20号-168に新規の利用権設定として上程されております。

報告第5号-17と18は、受人体調不良による合意解約であります。

◇議長

報告第5号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第5号については同

意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第6号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

報告第6号は、申請者宅地内に農業用施設としての倉庫を建設するにあたり、隣接する農地の一部を転用するものでありますが、建物に対しての敷地面積は3.82㎡でありますので、2a未満のため、農地法施行規則第29条第1項第1号により届出をしたものであります。

◇議長

報告第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第6号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第16号 農地法第3条の規定による賃借権設定の件について上程します。一括して説明を求めます。

◆事務局長

議案第16号-1は、貸人兼業のため経営縮小に伴う賃借権の新設であります。受人の経営状況と契約内容は議案に記載のとおりであります。

議案第16号-2は、報告第5号-6による合意解約農地について、契約内容を変更しての賃借権の再設定であります。受人の経営状況と契約内容は議案に記載のとおりであります。

いずれも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長 議案第16号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第16号-1について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第16号-2について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第17号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について上程します。一括して説明を求めます。

◆事務局長 議案第17号-1につきましては、貸人農業廃止による使用貸借権の設定。議案第17-2は、貸人老齢による経営規模縮小と受人規模拡大の理由による新規の使用貸借権の設定であります。

いずれも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長 議案第17号-1と2の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第17号-1について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第17号-2について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。

議案第18号-1は、9番 加藤朋光委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈9番 加藤朋光委員退席〉

◇議長 議案第18号-1について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第18号-1につきましても、譲渡人高齢化による経営縮小と受人規模拡大の理由により売買するものでありまして、金額は■■■■■■■■■■円です。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長 議案第18号-1の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第18号-1について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
9番 加藤朋光委員の入室を許可します。

〈9番 加藤朋光委員着席〉

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第18号-2につきましては、報告第5号-8の合意解約に基づく所有権移転であります。譲人都合による無償での所有権移転であります。

議案第18号-3は、報告第5号-12の合意解約に基づく所有権移転で、父から子への部分贈与であります。

いずれも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長

議案第18号-2と3の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので初めに議案第18号-2について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第18号-3について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第19号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第19号についてご説明いたします。申請地は平沢字家妻地内の国道7号線から仁賀保・矢島館合線へ70m進み、市道家妻・石橋線へ入ってすぐに位置する地目が田の農地であります。位置図及び土地利用計画図が議案書31頁～32頁でございます。

ご覧のとおり当該地は、室沢自治会館の隣接地であります。自治会館の耐震診断の結果を受け、会館の建替用地として売買するものであり、各種手続きを佐藤地所に委託し宅地造成工事を行うため今回申請するものです。

当該農地は、都市計画法に規定する用途地域に定められており、生産性の低い農地と判断しております。また現地につきましては由利地域振興局職員より確認してもらっております。

◇議長

議案第19号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので議案第19号について、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が194件でありまして、賃借権の新規が47件、再設定が147件、利用権設定の総面積は974,898㎡で、所有権移転が1件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

議案第20号-1から27までについてご説明いたします。

議案第20号-1から27は受人が同一であり、1は報告第5号-1による合意解約による再設定。2と3は賃借権の再設定、4は新規の賃借権の設定、5から15までは賃借権の再設定、16は新規の賃借権の設定、17は賃借権の再設定、18から20までは新規の賃借権の設定、21と22が賃借権の再設定、23は報告第5-2による合意解約を含む賃貸借の再設定、24から27までは新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第20号-1から27の説明が終わりました。ご質問、

ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-1から27については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第20号-28から36は受人が同一であり、28から35は賃借権の再設定、36は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第20号-28から36の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-28から36については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第20号-37から48は受人が同一であり、37から42は賃借権の再設定、43から48は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第20号-49と50は受人が同一であり、どちらも新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況

は、議案に記載のとおりであります。

議案第20号-51から56は受人が同一であり、51から53は賃借権の再設定、54から56は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長

議案第20号-37から56の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-37から56については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第20号-57から63は受人が同一であり、57から59は賃借権の再設定、60から62は新規の賃借権の設定、63は報告第5号-4による合意解約を含む新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-64から74は受人が同一であり、64から71は賃借権の再設定、72は報告第5号-5による合意解約による新規の賃借権の設定、73と74は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長

議案第20号-57から74の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-57から74については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長 次の議案第20号-75から84は、11番 遠藤 豊委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈11番 遠藤 豊委員退席〉

◇議長 議案第20号-75から84について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第20号-75から84は受人が同一であり、75から81は賃借権の再設定、82から84は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長 議案第20号-75から84の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-75から84については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

◇議長

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。11番 遠藤 豊委員の入室を許可します。

〈11番 遠藤 豊委員着席〉

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第20号-85から92は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-93と94は受人が同一であり、賃借権の再

設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-95から97は受人が同一であり、95は賃借権の再設定、96は報告第5号-3の合意解約による新規の賃借権の設定、97は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-98から100は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長 議案第20号-85から100の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇3番 齋藤委員 遠藤委員にお尋ねします。芹田集落では、農地バンクや中間管理機構などを利用するというようなことは検討しなかったものでしょうか。

◇11番 遠藤委員 今はまだ、集落内で調製ができていますので、検討していません。

◇議長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 他に、ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-85から100については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第20号-101と102は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-103と104は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-105と106は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-107と108は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-109は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-110と111は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-112から114は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-115は、新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長

議案第20号-101から115の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-101から115については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第20号-116は、4番 佐藤 直委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 佐藤 直委員退席〉

◇議長

議案第116号について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第20号-116は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第20号-116の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-116については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
4番 佐藤 直委員の入室を許可します。
〈4番 佐藤 直委員着席〉

◇議長

続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

議案第20号-117は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第20号-118から125は受人が同一であり、118から121は賃借権の再設定、122は使用貸借権の再設定、123から125は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第20号-117から125の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-117から125については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

議案第20号-126から128は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-129と130は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-131は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-132と133は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-134から136は受人が同一であり、134は賃借権の再設定、135は使用賃借権の再設定、136は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長

議案第20号-126から136の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-126から136については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第20号-137から139は、5番 森 榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈5番 森 榮一委員退席〉

◇議長

議案第20号-137から139について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第20号-137から139は受人が同一であり、全て新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状

況は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第20号-137から139の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-137から139については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。
5番 森 榮一委員の入室を許可します。
〈5番 森 榮一委員着席〉

◇議長

続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

議案第20号-140から143は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-144から147は受人が同一であり、全て新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-148から150は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-151は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長

議案第20号-140から151の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-140から151については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長 続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

議案第20号-152は、新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-153と154は貸人、受人とも同一であり、153は賃借権の再設定、154は新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-155と156は貸人、受人とも同一であり、155は賃借権の再設定、156は使用賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-157と158は、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-159から162は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-163は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-164は、使用賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-165と166は受人が同一であり、165は賃借権の再設定、166は報告第5号-15の合意解約による新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-167は報告第5号-15の合意解約による新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-168は報告第5号-16の合意解約による新規の賃借権の設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-169は、使用賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-170と171は受人が同一であり、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載の

とおりであります。

◇議長

議案第20号-152から171の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-152から171については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局長

議案第20号-172から194は受人が同一であり、全て賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第20号-195は、秋田県農業公社を通しての売買並びに所有権移転であります。売買価格は■■■■円でありまして10a当たり■■■■円となっております。

◇議長

議案第20号-172から195の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第20号-172から195については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第21号 特定農地の貸付けの承認について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第21号特定農地の貸付けの承認につきましては、継続的に象潟地区で実施している「市民菜園」に係る特定農地の貸付け申請でありまして、市から毎年更新申請されています。特定農地の貸付け2筆、9,906㎡の申請であります。

◇議長

議案第21号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第21号については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午後 3時55分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成30年 4月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 8 番

委 員 9 番
